

第28号議案

福井県教育委員会行政組織規則の一部改正について

別紙のとおり、福井県教育委員会行政組織規則（昭和46年福井県教育委員会規則第5号）の一部を改正する。

平成24年10月30日提出

教育長 林 雅 則

提 案 理 由

福井県幼児教育支援センターの設置に伴い、所要の規定を整備する必要があるので、この案を提出する。

## 福井県幼児教育支援センター設置に伴う福井県 教育委員会行政組織規則の一部改正について

### 1 改正内容

福井県幼児教育支援センターの設置に伴い、義務教育課幼児教育支援室の分掌事務について、所要の改正を行う。

#### ※幼児教育支援室の分掌事務

- 1 幼児教育の振興に関すること。
- 2 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。
- 3 福井県幼児教育支援センターに関すること。

### 2 施行期日

平成24年11月20日

改正案

現行

（各課（室）の分掌事務）  
 第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

（各課（室）の分掌事務）  
 第八条 各課（室）の分掌事務は、次表のとおりとする。

課	課（室）名	分掌事務
教育振興課		（略）
学校教育政策課		（略）
高校教育課		（略）
義務教育課		（略）
幼児教育支援室		一 幼児教育の振興に関すること。 二 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。 三 福井県幼児教育支援センターに関すること。
生涯学習・文化財課		（略）
スポーツ保健課		（略）

課	課（室）名	分掌事務
教育振興課		（略）
学校教育政策課		（略）
高校教育課		（略）
義務教育課		（略）
幼児教育支援室		一 幼児教育の振興に関すること。 二 市町立幼稚園の設置廃止等の届出の受理に関すること。
生涯学習・文化財課		（略）
スポーツ保健課		（略）

附則

この規則は、平成二十四年十一月二十日から施行する。

福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	の	一	部	を	改			
正	す	る	規	則	を	公	布	す	る	。											
			平	成	二	十	四	年	十	一	月										
							福	井	県	教	育	委	員	会							
福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第				号							
			福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	の	一	部		
			を	改	正	す	る	規	則												
			福	井	県	教	育	委	員	会	行	政	組	織	規	則	（	昭	和	四	十
六	年	福	井	県	教	育	委	員	会	規	則	第	五	号	）	の	一	部	を		
次	の	よ	う	に	改	正	す	る	。												
			第	八	条	の	表	義	務	教	育	課	幼	児	教	育	支	援	室	の	項
に	次	の	一	号	を	加	え	る	。												
			三		福	井	県	幼	児	教	育	支	援	セ	ン	タ	ー	に	関	す	る
			こ	と	。																
			附		則																
			こ	の	規	則	は	、	平	成	二	十	四	年	十	一	月	二	十	日	か
ら	施	行	す	る	。																